

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																														
岡山県理容美容専門学校		昭和28年4月30日		木村 健司		〒 700-0924 (住所) 岡山県北区大元2丁目6番5号 (電話) 086-241-2807																														
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																														
学校法人岡山理容美容学園		昭和28年5月26日		岡田 浩明		〒 700-0924 (住所) 岡山県北区大元2丁目6番5号 (電話) 086-241-2807																														
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																													
衛生	理容美容専門課程		美容科(トータルビューティーコース)		平成12(2000)年度	-	平成28(2016)年度																													
学科の目的	美容分野における基礎技術や専門知識を学び、美容師の国家資格を取得させ、社会に貢献できる優れた美容師を養成することを目的とする。																																			
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格等)	主な教育内容: 国家資格取得の授業以外に、就職後に即戦力として活躍できるよう技術力向上を図る。 取得可能な資格: 接遇マナー検定、ABEアイラッシュエクステンションアシスタントディレクター、着付検定、メイク検定																																			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技																												
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		2,010 単位時間	750 単位時間	60 単位時間	1,200 単位時間	0 単位時間																												
		単位		単位	単位	単位	単位	単位																												
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率																														
280 人	268 人		0 人		0 %	5 %																														
就職等の状況	■卒業者数(C) : 121 人 ■就職希望者数(D) : 119 人 ■就職者数(E) : 119 人 ■地元就職者数(F) : 88 人 ■就職率(E/D) : 100 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 74 % ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 98 % ■進学者数 : 0 人 ■その他 (令和 6 年度卒業者に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和6年度卒業生) 美容室、まつ毛エクステサロン																																			
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL																																			
当該学科のホームページURL	URL:http://www.oka-kenribi.ac.jp																																			
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定) <table><tr><td>総授業時数</td><td>2,010 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>24 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr><tr><td>うち必修授業時数</td><td>1,410 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>24 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>90 単位時間</td></tr></table> (B: 単位数による算定) <table><tr><td>総単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち必修単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>単位</td></tr></table>								総授業時数	2,010 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	24 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	1,410 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	24 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	90 単位時間	総単位数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した演習の単位数	単位	うち必修単位数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位
総授業時数	2,010 単位時間																																			
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	24 単位時間																																			
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																																			
うち必修授業時数	1,410 単位時間																																			
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	24 単位時間																																			
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																																			
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	90 単位時間																																			
総単位数	単位																																			
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位																																			
うち企業等と連携した演習の単位数	単位																																			
うち必修単位数	単位																																			
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位																																			
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位																																			
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位																																			
教員の属性(専任教員について記入)	<table><tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>5 人</td></tr><tr><td>② 学士の学位を有する者等</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>5 人</td></tr><tr><td>③ 高等学校教諭等経験者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>⑤ その他</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>1 人</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>11 人</td></tr></table> 上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数 10 人								① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	5 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	5 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1 人	計		11 人										
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	5 人																																		
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	5 人																																		
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																		
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																																		
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1 人																																		
計		11 人																																		

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係			
(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針			
美容の職業教育を通して、自立した職業人を育成し社会に貢献できる人材を育成する。 そこで、「美容実習」において美容所で行うインターンシップでは ①接客の役割と基本 ②言葉使いと身だしなみ③美容器具等の衛生管理 ④サロンワークの実践などを岡山県美容生活衛生同業組合と緊密に連絡を取り合い協力して行う。「美容実習」の授業内容においては、教育課程編成委員会と連携して多様化する知識・技術が習得出来るよう教育課程の編成を行い、人材のスキルアップをはかる。 また、実務に携わる美容組合講師の助言も取り入れて、教育課程の編成に反映し改善を行っていく。			
(2)教育課程編成委員会等の位置付け			
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記 教育課程編成委員会は、岡山県理容生活衛生同業組合理事長及び岡山県美容生活衛生同業組合理事長と両組合の推薦する実務に関する知識、技術、技能に優れた理容所・美容所の代表者と本校教職員で構成する。また、次の事項 ①国家試験対応の検討 ②最新の専門知識と技術の検討 ③即戦力向上の検討 ④インターンシップの研修内容などについて審議し、教育課程の編成に役立てることを位置づけている。また、教育課程の編成に関する意思決定の過程は、前期と後期において教育課程編成委員会を開催し行っている。			
(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿			
令和7年7月1日現在			
名 前	所 属	任期	種別
中原 一郎	岡山県理容生活衛生同業組合理事長	令和5年4月1日～令和8年3月31日(2年)	①
中嶋 實人	岡山県美容生活衛生同業組合理事長	令和5年4月1日～令和8年3月31日(2年)	①
合六 秀樹	有限会社ゴウ六 (ヘアーストックゴウ六)代表	令和5年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
清水 善光	有限会社クロースアップ (ヘアスペースクロースアップ)代表	令和5年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
木村 健司	岡山県理容美容専門学校 校長	令和5年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
北村 宣幸	岡山県理容美容専門学校 教頭	令和5年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
石井 宏幸	岡山県理容美容専門学校 事務部長	令和5年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
福田 啓子	岡山県理容美容専門学校 理容科主任	令和5年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。 (当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。) ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。) ②学会や学術機関等の有識者 ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員			
(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期			
(年間の開催数及び開催時期)			
年2回 (10月、3月)			
(開催日時(実績))			
第1回 令和6年10月14日 11:00～12:30			
第2回 令和7年3月13日 10:30～12:30			
(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況			
※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。 インターンシップにおける企業等との連携実習において今までの実施計画を見直し①技術分野、②衛生分野、③接客分野の修得目標を明確に示した。さらに、①技術分野については1年次・2年次の修得技術を具体的に示し、学生及び指導者(理容師・美容師)が共通の理解の上で、習熟状況に合わせて目標を達成できるよう取り組んだ。 また、校内での理容・美容実習について編成委員会からの技術の提言等を受け、国家試験の合格率を上げた。			
2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係			
(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針			
美容業界トップレベルの美容組合講師による実習指導を通して優れた技術や専門知識の習得を行う。また、美容所でのお客様に対する接客やサロンワークなど実務に関する知識など理解させる。美容所における衛生管理(器具の消毒徹底、清潔なケープやタオル、店内の清掃、スタッフの身だしなみ)などの重要性を認識させる。さらに、美容所での実習(インターンシップ)において学生の技術習得度に応じた研修ができることを基本方針とする。			
(2)実習・演習等における企業等との連携内容			
※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記 必修科目「美容実習」において次の内容で連携を行う。 ・美容科教師と美容技術及び理論の研修 ・着付け技術、シャンプー、カット、セッティング、カーリング等、学生に対する技術指導 ・インターンシップで美容所のサロンワークを学ぶ ・国家試験課題の技術指導			

研修名： 国家試験課題解説

連携企業等： 岡山県美容生活衛生同業組合

期間： 令和8年1月20日(火)

対象： 教員

内容 国家試験実技課題作成の注意点とその指導方法

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学生、保護者及び地元美容所・美容用品業者・高等学校、その他関係する団体等に対して本校で行う理容師美容師養成教育の情報を提供するとともに、評価や意見・要望などを幅広くいただき、よりよい学校・より開かれた学校づくりに励むことを基本方針とする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・目標
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育活動
(4)学修成果	学修成果
(5)学生支援	学生支援
(6)教育環境	教育環境
(7)学生の受け入れ募集	学生の受け入れ募集
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	社会貢献・地域貢献
(10)社会貢献・地域貢献	#REF!
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

令和6年度に実施した学校関係者評価結果から令和7年度は次のような活用を行う。

①新カリキュラムの検証

令和7年度入学生のカリキュラムを変更し、即戦力となれるような内容としたので、その成果を検証する。

②教育環境の充実

学生ホールの改装により、学年を超えて交流が育まれる場となり良い効果をもたらしている、更に学生にとって快適な場となるよう環境を整える。

③国家試験合格体制の強化

実技の合格率は高いが、学科での不合格者が出ており、筆記試験対策の強化を図る。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
西山 正宏	岡山県立倉敷商業高等学校 校長	令和7年4月1日～令和8年3月3日(1年)	校長
井上 和靖	(株)井上代表取締役社長	令和7年4月1日～令和8年3月3日(1年)	企業等委員
和佐田 歩	岡山県理容美容専門学校 同窓会会長	令和7年4月1日～令和8年3月3日(1年)	卒業生
塩出 利明	岡山県理容美容専門学校 同窓会顧問	令和7年4月1日～令和8年3月3日(1年)	卒業生
木村 美由紀	岡山県理容美容専門学校 後援会	令和7年4月1日～令和8年3月3日(1年)	保護者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

〈ホームページ〉・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.oka-kenribi.ac.jp/disclosure/>

公表時期: 令和7年7月1日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校では、平成25年3月に文部科学省から公表された「専修学校における学校評価ガイドライン」に沿って学校自己評価を行います。また、情報公開においては学校教育法第43条により学校運営状況の公開と私立学校法第47条の財務諸表等の公表を行います。これにより、企業等の学校関係者に対して、定期的に本校の教育活動や学校運営の現状を情報提供するとともに、前期・後期の学校関係者評価委員会において、美容師養成施設の適正な運営と改善に努めていく。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	各学科等の教育
(3)教職員	教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	教育活動・教育環境
(6)学生の生活支援	学生の生活支援
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金・修学支援
(8)学校の財務	学校の財務
(9)学校評価	自己評価・学校関係者評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

〈ホームページ〉・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.oka-kenribi.ac.jp/disclosure/>

公表時期: 令和7年7月1日

授業科目等の概要

(理容美容専門課程 美容科 (トータルビューティコース))																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			関係法規・制度	美容に関する衛生法規と美容師法についての正しい知識を学ぶ。	1通	30	1	○			○		○	○	
2	○			衛生管理	公衆・環境衛生との関連や注意すべき感染症と衛生措置、消毒の意義、具体的な消毒法を学ぶ。	1通 2通	90	3	○			○		○	○	
3	○			保健	安全で効果的な施術を行うために人体組織や皮膚、毛髪等の構造と機能を学ぶ。	1通 2通	90	3	○			○		○	○	
4	○			香粧品化学	美容で必要な化学の基礎と香粧品の種類や使用目的、成分について学ぶ。	1通 2通	60	2	○			○		○	○	
5	○			文化論	美容ファッションと服飾の変遷、造形や色彩の原理とその心理的関わりを学ぶ。	1通 2通	60	2	○			○		○	○	
6	○			運営管理	将来、美容所を経営する際の科学的な経営管理の方法と、適切な接客について学ぶ。	1通	30	1	○			○		○		
7	○			美容技術理論	器具類の操作・管理方法と衛生的、能率的に技術を行うための理論を学ぶ。	1通 2通	150	5	○			○		○		
8	○			美容実習	顧客の要望に応じた技術の提供ができるよう、基本技術を総合的に学ぶ。	1通 2通	900	30			○	○	△	○	△	○
9		○		ビジネス教養	理容・美容業界でのビジネスマナー、接客において必要となる一般常識や社会情勢などの教養を幅広く身につける。	1通	30	1	○			○		○	○	
10		○		デッサン	静物や人物の描写を始め、ヘアデザイン画の描き方を学び、バランス感覚を養う。	1前	30	1	△		○	○		○		
11		○		ライセンスセミナー	国家試験の学科対策として過去問を解かせ、国家試験合格基準到達を目標にして、各試験科目の理解を深めさせる。	2通	60	2	○			○			○	

12		○	カラーコーディネート	色彩検定に繋がる基礎知識からパーソナルカラーの見つけ方など、接客向け知識を学ぶ。	2通	30	1	○			○		○	○	
13		○	ブライダル	結婚式のスタイルや衣装、飾りの種類などの基礎知識を学んだ上で、それに関わる職業への理解を深める。	2通	30	1	○			○		○		
14		○	メイク	スキンケア、ベースメイクなどの基礎化粧をしっかり理解し、一人一人に合ったメイクアップ技術を身につけさせる。	1通 2通	150	5				○	○		○	○
15		○	エステティク	エステティック理論などの学科を学びフェイシャルケア、デコルテマッサージの施術を中心に技術を深める。	1通 2通	60	2				○	○		○	
16		○	ネイル	ネイル検定取得を目標に、ネイルケア、つけ爪、カラーリング、ジェルネイル、ネイルアート等ネイリストとしての基本となる知識・技術を学ぶ。	1通 2通	150	5				○	○		○	○
17		○	着付	浴衣、留袖、振袖の着付手順を学び基本的技術を身につける。	1通 2前	60	2				○	○		○	
合計				15 科目				2,010 単位（単位時間）							

卒業要件及び履修方法			授業期間等	
卒業要件：各教科の成績評価と出席率及び授業料等が完納していること。			1 学年の学期区分	2 期
履修方法：本校に2年間以上在籍し必修科目8科目47単位と選択必修科目7科目20単位（留意事項）			1 学期の授業期間	17 週

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

以下の内容は、美容科(美容コース)と同じなので添付を省く。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係
2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係
3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係
4. 学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 67 条に定める評価を行いその結果を公表していること。また、評価を行に当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係
5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係